

ADR の拡充・活性化関係省庁等連絡会議における検討状況

平成 14 年 11 月 11 日現在

(10 月 1 日以降の検討状況及び今後の予定)

第 3 回幹事会 (14 年 10 月 30 日)

アクション・プラン (仮称) に盛り込むべき具体的な施策について

- ・ アクション・プランに盛り込むべき具体的な施策として考え得るものを幅広く取り上げ、実現に向けてクリアすべき問題点や今後の検討の進め方等について議論。

第 3 回連絡会議 (14 年 11 月下旬頃) (予定)

- ・ アクション・プラン構成案について議論。

関係省庁等連絡会議における検討状況に関する説明会 (仮称) (14 年 12 月以降)

(予定)

- ・ ADR 機関・関係機関等に対して、関係省庁等連絡会議における検討状況(アクション・プラン構成案の内容等) について説明。

(別紙)

アクション・プラン(仮称)の構成イメージ

A D R機関等へのアクセスの向上

- (1) 訴訟、A D Rを含む紛争解決手段へのアクセス・ポイントの整備の促進
 - ・ 国民が、適切な紛争解決手段を簡易・迅速に選択できるよう、A D R機関等に関する総合的な情報提供機能を強化。
- (2) 関係機関間の相互紹介の体制整備の促進
 - ・ 関係機関間の相互協力により、国民が、様々な特長を有するA D R機関の中から、より適切と考えられるものを利用できるような仕組みを整備。
- (3) A D R機関による情報開示の促進
 - ・ 国民が、適切な紛争解決手段を主体的に選択できるよう、A D R機関に関する情報開示を充実・促進。

担い手の確保・育成等

- (1) 人材の相互交流の促進
 - ・ A D Rの担い手として高い能力を有する人材がより有効に活用されるよう、人材の相互交流等を促進。
- (2) 担い手の能力向上策の充実
 - ・ A D Rの担い手の能力向上に関係機関が連携して取り組むことができるよう、人材の育成に関する相互のバック・アップ体制を整備。

その他

- (1) A D Rに対する国民の理解の促進
 - ・ 社会全体の紛争解決機能の向上にA D Rの果たす役割が国民に十分理解されるよう、A D Rに関する広報・教育を充実。
- (2) その他